

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	26
許認可等の種類	戦傷病者手帳の交付			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第4条第1項			
許認可等の概要	戦傷病者特別援護法第4条第1項に規定する者から請求があった場合、戦傷病者手帳を交付する			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 *(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考]</p> <p>戦傷病者特別援護法第4条第1項 軍人軍属等であった者で次の各号に該当するものに対し、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。</p> <p>第1号第1項 公務上の傷病により恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3に定める程度の傷害がある者 第2号 公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者</p> <p>戦傷病者特別援護法第4条第3項 戦傷病者手帳は、日本国籍を有しない者には、交付することができない。</p> <p>軍人軍属等とは……戦傷病者特別援護法第2条第2項に規定 公務上の傷病とは……同法第2条第2項から第8項までに規定</p> <p>なお、公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者から戦傷病者手帳の請求を受けた場合は、戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領(昭和38年12月1日付け援護局長通知)第5項により、厚生労働大臣の公務上の傷病認定を受けたのち、戦傷病者手帳の受給資格の審査を行う。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日 (ただし、公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者からの請求は除く)			
期間の制定根拠	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領			